

上永谷中学校同窓会・後援会 平成27年度役員

会長	第1期	中村 栄一			
副会長	第13期	遠藤 敦			
	第13期	三浦 友美子			
	第22期	東川 太一			
会計監査	第18期	大津 浩一			
顧問	校長	北見 俊則	副校長	宇佐美 みどり	

上永谷中学校同窓会 平成23年6月14日改正までの歴史

【改正時上永谷中学校同窓会・後援会 平成23年度役員】

会長	第1期	中村 栄一			
副会長	第13期	遠藤 敦			
	第13期	三浦 友美子			
	第22期	東川 太一			
顧問	校長	小野寺 洋明	副校長	勝 俊一	担当教諭 野村 洋子

1 はじめに

平成17年11月19日、上永谷中学校は、昨年創立40周年記念式典を挙行了しました。この周年行事の準備を行う中で、上永谷中学校同窓会の存在が分かり、理事の方々（卒業時、生徒会長であった方）の連絡先等について八方手をつくしましたが、周年行事までには調査を終えることができませんでした。

これを機に周年行事終了後も調査を継続しました。歴代生徒会長名簿の作成、卒業時の住所の確認、住居表示変更に伴う旧住所から現住所の割り出しなどの作業を行いました。

2 同窓会理事会

平成18年7月15日（土）校長室において、同窓会理事会を開催しました。

【議題】

① 上永谷中学校同窓会会則等の再制定について

暫定的に制定しました。制定された会則は上永谷中学校にて保管しています。

② 上永谷中学校同窓会役員を選出について

役員代行を決定しました。

会長代行 遠藤 敦 様 副会長代行 東川 太一 様

3 平成23年1月4日 同窓会理事会準備会を開催しました。

4 平成23年5月14日 理事会開催

【議題】

① 上永谷中学校同窓会役員を選出について

役員を決定しました。

会長 第1期 中村 栄一様

副会長 第13期 遠藤 敦 様

第13期 三浦 友美子様

第22期 東川 太一様

② 上永谷中学校同窓会会則改定について

平成23年規約改正の理由（規約改正原案担当 小野寺 洋明）

この会則の問題点は、担当役の多さ、システムが機能しにくい総会の2点です。正会員の中の理事（各学年の生徒代表の集合体）が役員会長を任命し、会長が役員会や幹事を任命する。理事会自体は会長が招集するとなっていますが、その理事会活動や会計活動も1年に1度の総会の承認を必要とするルールです。

しかし、一番成立し難いのが総会です。理事会すらきわめて少数でしか集まれないのが現状だからです。もっともネットワークがいいのは「役員会」と思われますが、決定機関は総会だけであり、開くことの難しい総会が足かせとなっています。会則改正自体、総会承認が前提となっています。

解決の方法は「役員会」を決定機関として定めることです。

便宜的に「同窓会役員会」を決定・運営機関とし、透明性の確保については、希望する理事あるいは正会員の方は役員会に自由参加できる形で実現したいと思います。その方向で会則変更を試みます。将来的に役員への就任希望が多くなりすぎた時には、その時点で選抜する方法を用意する必要があると考えています。

現状では会計監査等に不備のところが出てきますが、現役の上永谷中学校長・副校長・PTA会長への報告をもってカバーするのが実務的にスムーズだと思います。厳密さ・公正さを追求すると、どうしても決済手続き上、人や報告文書が増え、動きづらくなるからです。

同窓会長が総会・理事会の開催自体に四苦八苦することを避けられるように会則を改正しました。

5 理事会での検討後、平成23年6月14日 新会則を施行しました。

上永谷中学校同窓会・後援会会則

平成23年6月14日改正

第1章 名称および目的

第1条 会の名称を「上永谷中学校同窓会・後援会（以下『本会』という）」とする。

第2条 本会は、母校と会員との連絡窓口になるとともに、会員相互の親睦を図ることを支援し、あわせて母校の発展にむけ後援を行うことを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 … 上永谷中学校を卒業し、本会の趣旨に賛同した者
- 2 特別会員 … 上永谷中学校に在職した、あるいは在職する教職員

第3章 活動

第4条 本会は上記第2条に掲げた目的を達成するため次の活動を行う。

- 1 会員が主体となって招集する同期会の開催支援
- 2 母校が行う周年行事等の事業支援
- 3 会員相互の親睦を図るための主催事業
- 4 部活動振興など、後輩への支援

第4章 運営

第5条 本会の運営は各年度の生徒会代表をもってあてる。

第6条 本会の通常業務を行うために役員をおく。役員は本会正会員のうちから選ばれる。上永谷中学校の同窓会の歴史上、役員が不明で総会が機能しない次期があり、校長から推薦により役員・会長を引き受けていただくことも可とした。

第5章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|--------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長（含む会計） | 3名 |
| 会計監査 | 1名 |
| 顧問 | 上永谷中学校校長、副校長 |

第8条 役員の役割を次のように定める。

会長 本会を代表するとともに会務を総括し、必要な会議を招集する。

副会長 会長を補佐し、本会の諸活動や会務を推進するとともに、母校との連絡調整等の窓口となる。

会計 本会の会計を処理する。

会計監査 本会の会計を監査する。

顧問 後援会的活動および会計事務を補佐する

第9条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章

第10条 本会に第4条の活動を行うために次の組織をおく

- 1 会員総会…全会員によって構成される。本会の活動計画・予算・決算・人事に関わること等について審議決定をする。ただし、長期間、総会ならびに役員会の開催実績がなかったため、40周年を機に招集した生徒代表の集まりで代行役員を引き受けていただき、会の存続を確認した。以後、周年行事に備え、総会権限を役員会に委譲する形をとる。ただし、正会員の役員会への参加・意見表明は自由とし、活動や会計の計画・報告については学校に保管し、常時、会員への閲覧を可能とする。直接の連絡は上永谷中学校副校長を通す。
- 2 各学年の生徒代表会 …必要に応じて会長が招集し活動計画、人事案等の検討を行う。
- 3 役員会 …役員（会計監査を除く）によって構成され、会長が必要に応じて招集し、通常の会務や運営について協議する。

第7章 会計

第11条 本会の経費は正会員の入会金を基本とし、その他寄付金・臨時会費をもってあてる。

第12条 本会の正会員は入会時に入会金を納入する。役員会の決定により正会員から臨時会費を徴収することができる。

第13条 正会員が別に定める規定にあわせて学年ごとに行う同期会に対して、本会はその準備にかかわる経費を支出し支援する。その額は別に定める。

第8章 その他

第14条 役員会はその運営にかかわる事項について内規を定めることができる。

上永谷中学校同窓会・後援会 慶弔規定

上永谷中学校同窓会は、会員にかかわる慶弔について、次のように定める。

- 1 会員死亡の場合
本会の維持・発展に特別な功績があったと認められる正会員・特別会員で、役員会に連絡・届け出があった場合、香典5000円と花輪1基をおくる。
- 2 会員 栄誉の場合
正会員・特別会員ともに、叙勲・受賞等の社会的な栄誉があり、役員会に連絡・届け出があった場合、10,000円をおくる。
- 3 本規定に定めのない場合、または役員会で必要と認められた場合は、役員会の判断で上記の規定を準用できる。
- 4 本規定は平成23年7月1日より施行する。

上永谷中学校同窓会・後援会 会員活動支援規定

- 1 事業実施に支援を求める本会員は、関係年度の特別会員もしくは関係年度の生徒代表を通して役員会に届け出て、実施について役員会の承認を求める。
- 2 役員会は承認した事業に対して、特別会員を通して次のように支援を行う。
学年ごとに行う同期会の場合、1回に限り、その期のクラス数×5,000円の事業補助費を支出する。
- 3 2回目以上の同期会・クラス会については連絡通信費として実費を補助する。
(開催報告および開催写真と引き替えとし、上限はクラス×1000円とする)
- 4 本新規定は、平成23年6月14日から新規約として施行する。